

豊橋市鳥獣捕獲許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づく鳥獣捕獲許可に関する事務のうち、豊橋市長の権限に係る事務の取扱いについて、法、同法施行令（平成14年政令第391号）、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、同法施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「県規則」という。）及び愛知県鳥獣保護管理事業計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- | | | |
|-----|--------|--|
| (1) | 法令等 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行規則、同法施行細則 |
| (2) | 有害鳥獣捕獲 | 法第9条の規定による、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）及び鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。） |
| (3) | 個体数調整 | 愛知県特定鳥獣保護管理計画に基づき、特定鳥獣の個体数を調整するために実施する捕獲 |
| (4) | 鳥獣捕獲 | 有害鳥獣捕獲及び個体数調整による捕獲 |
| (5) | 法人等 | 国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人 |

(許可基準)

第3条 許可に当たっては、法令等に従うほか、愛知県鳥獣保護管理事業計画に定める基準によるものとする。ただし、特別の事由があると認める場合は、この限りではない。

(標準処理期間)

第3条の2 許可に係る標準処理期間については、7日間とする。

(留意事項)

第4条 鳥獣捕獲等許可に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 銃器による捕獲にあつては、鳥獣捕獲等許可を受ける者の狩猟免許の有無を確認するとともに、使用する銃器の用途として銃砲刀剣類所持等取締法の規定による許可の有無を確認すること。
- (2) 捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理させるものとし、捕獲物の処理方法を申請書に明記させること。
- (3) 捕獲物を利用する場合は、国内で適法捕獲された個体であることを明確にし、違法な捕獲物と誤認されないようにすること。
- (4) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導すること。
- (5) 有害鳥獣捕獲に当たっては、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可すること。

(申請書の提出等)

第5条 鳥獣捕獲をする区域が市内である場合において、許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鳥獣捕獲等許可申請書(県規則様式第1及び第2。以下「許可申請書」という。)を、次の書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、鳥獣捕獲をする区域が他の市町村にまたがる場合は、愛知県に申請するものとする。

- (1) 鳥獣捕獲を行う場所を明らかにした図面
- (2) 鳥獣捕獲の方法を具体的に明らかにした図面等(銃器を使用する場合を除く。)
- (3) 2名以上の者が申請する場合にあつては鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(県規則様式第3別紙)
- (4) 依頼により有害鳥獣捕獲をする場合は鳥獣捕獲等依頼書(様式第1号)
- (5) その他申請の内容を明らかにするために市長が必要と認める書類

2 法人等が申請により従事者証の交付を受ける場合は、別途従事者証交付申請書(県規則様式第3)及び鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(県規則様式第3別紙)を市長に提出しなければならない。

(許可証等の交付等)

第6条 市長は、許可申請書の提出があつた場合は、速やかに、その内容を審査し、許可を決定したときは許可証(省令様式第1)及び従事者証(省令様式第2)を申請者に交付し、腕章(申請者が法人等にあつては、赤線入りとする。)を貸与するものとする。

- 2 鳥獣捕獲を実施するときは、許可を受けた申請者にあつては許可証、従事者にあつては従事者証を携帯し、市が貸与した腕章を着用しなければならない。
- 3 許可を受けた申請者は、許可の期間が満了し、又はその効力が失われた場合には、速やかに許可証等及び腕章を市に返納しなければならない。
- 4 市長は、許可証等及び腕章の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、許可を受けた申請者に対し許可証の裏面又は別紙において、鳥獣捕獲をした場所、鳥獣等の種類、鳥獣捕獲をした数量及び捕獲物の措置の概要等についての報告を求めるものとする。

(許可証等の記載)

第7条 許可証等の記載は、次によるものとする。

(1) 許可証の記載事項

ア 番号には市名を冠する。

イ 目的の欄は、「有害鳥獣捕獲（対処捕獲）」、「有害鳥獣捕獲（予察捕獲）」、「個体数調整」のいずれかを記載する。

ウ 方法の欄は具体的に記入する。

例1 「口径10番及びこれより口径の大きいものを除く散弾銃」

例2 「網（ただしかすみ網は除く）」

エ 区域の欄はその区域をはっきりと明示する。

例1 ○○町一円で省令第7条第1項第7号に示す場所すべてを除く場合

「○○町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所を除く」

例2 ○○町一円で省令第7条第1項第7号のうち鳥獣保護区のみを含める場合

「○○町一円 ただし、省令第7条第1項第7号の場所（イの場所を除く）を除く」

例3 鳥獣保護区のみで許可する場合

「○○鳥獣保護区に限る。ただし、省令第7条第1項第7号ハからチの場所を除く」

例4 特定の地番で許可する場合

「○○町○丁目○○番地内」

(2) 従事者証の記載事項

ア 番号は従事者の一連番号を記入する。

イ 鳥獣等の種類及び数量は鳥獣捕獲許可証の該当欄の内容と一致させる。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

第8条 法人等に対する許可の場合は、法人等による従事者への指揮監督の適正を期するため、市長は、許可を受けた法人等に鳥獣捕獲事業指示書(様式第2号)の従事者への交付及び、鳥獣捕獲従事者台帳(様式第3号)の整備について指導するものとする。

(危害の発生防止)

第9条 市長は、鳥獣捕獲を実施するに当たって、許可を受けた申請者及び従事者に対し、次の事項について指導し、周知徹底させるものとする。

(1) 鳥獣捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、実施に当たっては、必要に応じて事前に関係地域住民等へ周知させるとともに、万全の措置を講じさせること。

(2) 銃器による鳥獣の捕獲等の実施に当たっては、実施日時及び区域について、実施の都度、事前に文書により、豊橋警察署や地元関係機関等と綿密な連絡を取らせること。

(通 知)

第10条 市長は、許可をした場合には、鳥獣捕獲許可調書(様式第4号)を添え、愛知県東三河総局長、豊橋警察署長及び国有林管理機関の長並びに鳥獣保護員等に通知するものとする。

(図面の整備等)

第11条 市長は、市内の鳥獣保護区等の位置を示した図面を整備し、申請者が参照できるようにするものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、許可事務の取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。また、必要がある場合には、愛知県東三河総局と協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。